



川口市マスコット「きゅぼらん」

# マンション管理に関する取り組みのご案内

令和8年5月時点



詳しくはホームページをご確認ください。  
(QRコードを読み込むとホームページにアクセスできます。)

## 川口市マンション管理適正化推進計画

川口市マンション管理適正化推進計画は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンション管理の適正化を計画的に取り組んでいくために策定した計画です。本計画では、管理組合によるマンションの管理の適正化を推進するため、その基本的な考え方である「川口市マンション管理適正化指針」を示すとともに、マンション管理の適正化に関する施策等について記載しております。



市HPへのリンクです。



## マンション管理相談

マンションの管理運営で抱えている問題について、一般社団法人埼玉県マンション管理士会に所属するマンション管理士がご相談をお受けするマンション管理相談を無料で実施しています。相談をご希望の場合は住宅政策課までお問い合わせください。

場 所	日 時	問合せ・予約先
第一本庁舎	毎月第4金曜日	川口市役所住宅政策課 電話：048-229-7805

市HPへのリンクです。



## 川口市マンション管理適正化推進条例

川口市マンション管理適正化推進条例は市、管理組合、区分所有者等、マンション管理業者、及び宅地建物取引事業者がそれぞれ取り組む事項を示し、マンションの適正な管理の推進、防災や防犯体制の確保、そして周辺地域の住民を含めた良好なコミュニティ形成の促進を図り、安全で安心して暮らせる豊かな地域社会の実現と、市民生活の向上に資することを目的として令和4年4月に施行されました。

マンションの管理状況の市長への定期報告の義務や、防災体制が優れたマンションを市が認定する制度等が定められています。

市HPへのリンクです。



## 川口市マンション管理士派遣制度

マンション管理組合が管理運営で抱える課題に対して、マンション管理士を無料で派遣し、課題解決をサポートします。

制度をご利用の際は事前に上記の「マンション管理相談」でご相談ください。

予算に限りがありますので、制度をご利用の際はお早めにご申請をご検討ください。



市HPへのリンクです。



## 管理者による管理状況の定期報告制度

マンションの管理組合の管理者が、定期的に管理状況を市長に報告を行う制度で、令和4年度に実施し、おおむね5年ごとを予定しています。

報告は「川口市マンション管理適正化推進条例」第8条に基づき義務になります。

報告によって市内の分譲マンションの管理状況を把握し、必要に応じて助言、指導、勧告や支援などを行います。

報告をされていない場合は報告書を送付いたしますので住宅政策課までご連絡ください。

市HPへのリンクです。



## 川口市防災体制認定マンション制度

防災体制の整備に積極的なマンションを市が認定する制度です。達成度に応じて「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」の3段階の認定基準があります。

### 認定を受けるメリット

- ◆ 認定を受けて公表を希望すれば、マンション名等が市の公式サイトに掲載され、防災体制が優れたマンションであることをPRすることができます。
- ◆ 広告等に認定マークを使用し、防災体制のPRをすることができます。
- ◆ 管理組合の総会等で、防災体制の強化への賛同を得やすくなるメリットも期待できます。



市HPへのリンクです。

